

東武鉄道の踏切問題に関する調査報告書

2008年5月30日：総務省東京行政評価事務所行政相談課あて事務連絡

2008年5月30日

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎
電話 03-5331-1752、又は0570-090110
FAX . 03-5331-1761
総務省 東京行政評価事務所 行政相談課
新井 学 様
(上記に誤り・変更がございましたらお知らせ願います)

〒 東京都足立区
半澤一宣 (はんざわ・かずのり)

冠省 本日電話でお話ししました関連文書2通をお送りしますので、御査収願います。

昨年11月7日付けの関東運輸局あて問い合わせ状については、写真や添付資料は省略しております。必要がございましたら御一報願います。

これまでの経過と問題点を御理解いただくためにも、時系列順に、

昨年11月7日付け関東運輸局あて問い合わせ状(今回送付)

昨年11月29日付け関東運輸局からの回答書(同上、封筒共)

昨年12月21日付け甲能様あて依頼状

(足立区の行政相談委員経由でお送りしたもの)

本年1月29日付け甲能様からの御報告(新井様が探し出してくださった控え)の順にお目通しいただいたうえで、改めて今回の(今月21日付け)依頼状を御一読くださるよう、お願いしたく存じます。

私が、甲能様～新井様に問題提起している疑問は、簡単に言えば、東武鉄道が、踏切の安全性を確保するうえで必要十分な長さを超えた時間の踏切遮断によって、必要以上に沿線住民の「移動の自由」=交通権を侵害しているのはおかしい。

関東運輸局が「法令に違反してさえいなければ、東武鉄道が、必要以上の踏切遮断によって、沿線住民の人権をいたずらに侵害していても問題ない、構わない」と東武鉄道に是正を促さず、傍観者の立場を取っているのはおかしい。

ということです。これはコンプライアンス(法令遵守)以前の、関東運輸局(の担当者)の常識・良識が疑われる問題ではないでしょうか。

私は、常識より法令優先と言わんばかりの、関東運輸局の一連の対応方を見ていると、

「役人の常識は国民の非常識」

と理解せざるを得ません。私が、新井様からいただいた最初の電話で「これ以上の対応はできない」と言われて感情的な物の言い方になってしまったのも、

「貴行政評価事務所は、関東運輸局のこういう非常識を許す立場を取るのか、許さない立場を取るのか、どちらなのか？」

という根本的な部分で、疑問を感じたからです。

また私は、関東運輸局の件とは別に、新井様が電話で触れておられた、東武鉄道に照会した際の回答についても、その詳細を知りたく考えております。これにつきましても、合わせて御教示いただけませんか。

(以下略)

草々